

## (個室型店舗の避難管理)

第49条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ（規則第5条第2項第1号に掲げる店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。）、漫画喫茶（同号に掲げる店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。）、テレホンクラブ（同項第2号に掲げる店舗をいう。）、個室ビデオ（同項第3号に掲げる興行場をいう。）その他これらに類するもの（以下これらを「個室型店舗」という。）の関係者は、当該個室型店舗の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸で避難通路に面するものについて、開放した場合において自動的に閉鎖する構造とし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放によつても避難通路における避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。（め）

## 【解説】

本条は、個室型店舗の遊興の用に供する個室に外開き戸が設けられ、避難通路に面するものにあつては、当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開き戸は開放した場合において自動的に閉鎖するよう規定したものである。

## 1 対象となる店舗等

(1) 「個室型店舗」とは、令別表第1(2)項ニに掲げる用途に供する店舗等のことであるが、届出の有無や名称のみで判断せず、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断する。

また、個室型店舗以外の令別表第1に掲げる防火対象物であつて、個室型店舗に該当する部分ではあるが、いわゆる機能従属により他の用途に該当するものについても、本条は適用されるものである。

(2) 「その他これらに類するもの」とは、令別表第1(2)項ニに掲げる用途に類似する個室型店舗であり、規則第5条第2項第2号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同項第3号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令に該当しない個室型店舗を含むものである。

なお、「その他これらに類するもの」には、令別表第1(2)項ニとして捉えていない貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレーター等は含まないものである。

(3) 「遊興の用に供する個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫又は厨房等は含まれないものである。

また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれないものである。

(4) 「（これに類する施設を含む。）」とは、令別表第1(2)項ニ中の「（これに類する施設を含む。）」と同意であり、目隠し程度のパーテーションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を指すものである。

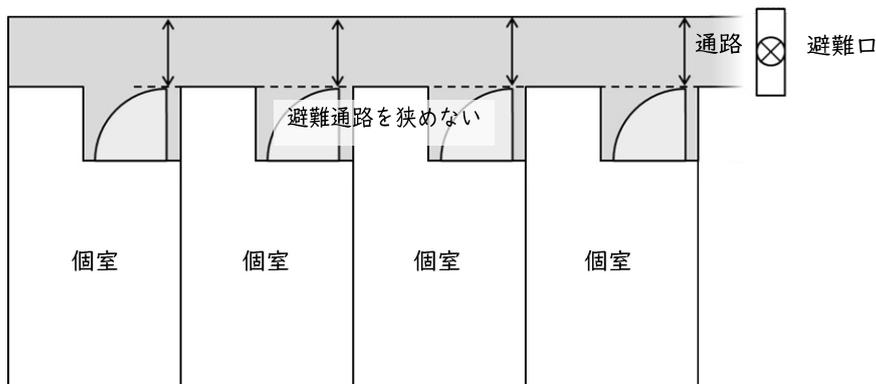
### 2 避難上支障ないと認められるものの要件

ただし書きの「避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるもの」とは、次によること。

- (1) 個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについて、当該避難通路の幅員を狭めないような構造とし、避難上有効に管理されているもの。
- (2) 個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについて、当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるもの。この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅は、それぞれおおむね60センチメートル以上確保できること。（おおむね60センチメートルとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたもの。）

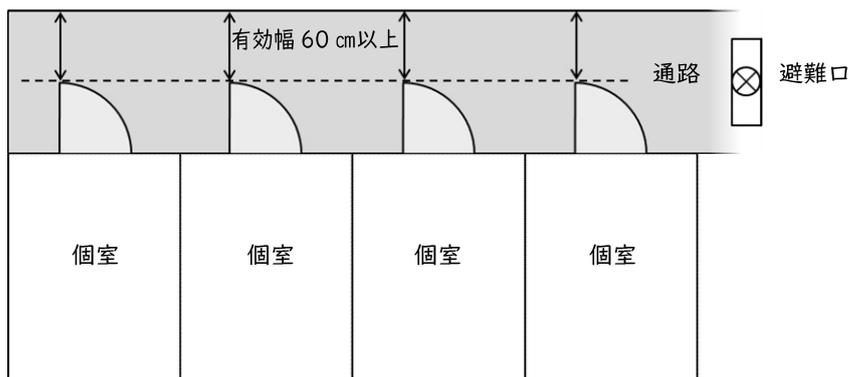
別 図

自動的に閉鎖しなくても避難通路の幅員を狭めない構造のもの  
 (例)



自動的に閉鎖しなくても避難通路の有効幅員がおおむね60センチメートル以上確保できるもの

① 片側に個室がある場合の例



② 両側に個室がある場合の例

